

竹島は日本の固有の領土であることを国際的に認知させることを求める意見書

8月10日、韓国の李明博大統領が我が国固有の領土「竹島」に不法上陸した。

竹島は、明治38年(1905年)、政府の閣議決定で島根県に編入された「日本固有の領土」であるにも拘わらず、韓国に不法占拠されている。

日本の領有権は国際的な根拠が存在している。それは、1952年に発効したサンフランシスコ講和条約であり、同条約では日本に併合されていた韓国の独立を承認する際、日本が放棄すべき地域が明記されたが、竹島は含まれなかった。

韓国政府は、条約の作成過程で竹島(韓国名は独島)も放棄地に含めるようにアメリカ政府に働きかけたが、アメリカ政府は「朝鮮の一部として取り扱われたことがない」として退けた。

このような状況から、日本国は国際司法裁判所に領有権の提訴をはじめ、あらゆる方法を用いて、竹島が日本固有の領土である旨、国際的に認知されるよう行動することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。